

新潟水俣病施策推進審議会運営規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、新潟水俣病地域福祉推進条例施行規則（平成 20 年新潟県規則第 8 号）第 5 条の規定に基づき、新潟水俣病施策推進審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第 2 条 審議会の会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は会長が審議会に諮り、当該会議を非公開とすることができる。

- (1) 新潟県情報公開条例（平成 13 年新潟県条例第 57 号）第 7 条各号に定める非公開情報について審議するとき
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議に著しい支障が生じると認められるとき

（答申又は意見）

第 3 条 会長は、新潟水俣病地域福祉推進条例（平成 20 年新潟県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 7 条第 2 項の規定により県の施策に関する重要事項の調査審議が終了したときは、議決を経て、その結果を知事に答申するものとする。

2 会長は、条例第 7 条第 2 項の規定により知事に意見を述べようとする場合においてその審議を終了したときは、議決を経て、その意見を知事に述べるものとする。

（会議録）

第 4 条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議に出席した委員の氏名
- (3) 会議に付した事項
- (4) 議事概要（新潟県情報公開条例第 7 条各号に掲げる情報に該当するものを除く。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

2 会議録は、当該審議会の会議に出席した委員の同意を得た上で、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他の会長が必要と認める方法により公開するものとする。

（雑則）

第 5 条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 22 年 2 月 日から施行する。